

中国の経済改革について

安井修二

I はじめに

今年から、中国の留学生が私の大学院の演習生になった。そこで、拙著『市場社会主義論』をテキストに使って、マンツーマンで演習をすることとなった。拙著は1998年に出版したが、学部・大学院ともこれをテキストにして講義なり演習なりをするということはほとんどなかった。自分がやってきた研究と大学の教育は別であると考えてきたからであった。

ところが、中国の留学生は（日本の企業に勤務しているのも、社会人特別選抜で入学してきた院生であるが）日本語が堪能であるというだけでなく、ディスカッションをするのにほとんど不自由しない能力の持ち主であった。そこで、私は、自分が考えてきた市場社会主義をはじめて解説してみせて、現実に進行している中国の経済改革についての彼の意見を聞くということになっていった。それを半期続けて、商品・貨幣論から搾取論まで展開して夏休みに入ったが、そこでの議論から、2002年度の夏休みは、中国の経済改革について一度取りあげ、その議論を自分の市場社会主義論からどこまでコメントできるか試してみようと考えたのである。

本稿はその結果である。したがって、ここでは新しい論点を提供するというものではなく、あくまでも自分の市場社会主義論を中国の経済改革の中に投影してみて、どこまでコメントできるかを試してみるというものである。なお、拙著〔14〕の「序言」で、私は、「最近の中国で、国有企業を株式会社化するという提案が出されている。中国は建前上は社会主義が放棄されていない。したがって、『資本論』に立脚しながら、市場社会主義論を提起する私の主張は

(当然、私の市場社会主義には資本市場・株式会社制度が含まれている)、激動の現代社会に何らかの問題提起をすることになるのではないかと考えた」(vi頁)と書いた。本稿も、現在進行中の経済改革にコメントをすることを通して、現代社会に何らかの問題提起をすることができるのではないかという点では、問題意識は共通しているといつてよい。

Ⅱ 私の市場社会主義論

ここでは、まず私の立場を再度確認しておこう。但し、拙著〔14〕をもう一度説明するのではなく、拙著〔14〕の前提となった諸論文を取り出しながら、いつ執筆したかをきちんと確定した上で、そこで何を議論しようとしていたのかを確認しておくこととしよう。⁽¹⁾

1978年末始まった中国の改革開放路線はいくつかの段階に分けられるが、1993年以降提起された「社会主義市場経済」が大きな分岐点となっていくことになる。他方、私自身は1990年代に入って市場社会主義論を本格的に展開することになるが、この過程では、中国の経済改革はほとんど念頭になかった。その頃の中国では、いまのように、ほとんどの情報が包み隠さないで出てくることはまだまだなかった。だから、私の認識は、農村で請負制が始まり、農村が活性化し、その下で郷鎮企業が勃興し、中国の経済を発展させているという位の認識しかもっていなかったし、それ以上の情報と判断を中国経済研究者でもない私が獲得するのはほとんど不可能であったのである。

だから、私は、中国の改革の動向はほとんど知らないままで論文を書いてきた。しかしながら、論文をもう一度読み直すと、最近の中国で問題になっているようなことは、中国における改革の進行よりかなり前に私自身が問題提起していたことがわかる。⁽²⁾ もちろん、私が出した問題とその解決の仕方が正しいかどうか、中国の人がそれを受け入れるかどうかは全く別問題であるが。

1. 1990年12月「市場社会主義論序説」『香川大学経済論叢』第63巻第3号
2. 1993年6月「搾取についての一考察」『香川大学経済論叢』第66巻第1号

- (1) 本稿では拙著〔14〕に収録した論文だけを取り上げるが、その前に拙著〔13〕がある。拙著〔13〕で明らかにしたことを総括すれば次のようになる。即ち、社会主義に商品・貨幣関係（市場経済）を導入することは、マルクス自身の考えからは大きく離れるものであるとしても、科学的な書としての『資本論』には何も反するものではないこと、むしろ『資本論』こそ社会主義で商品・貨幣関係を利用することの意味を十全に明らかにしてくれるものであることを示した、と。

ただ、これは拙著〔13〕をまとめる段階になってはじめて明確にした総括であって、出発点はもっとささやかな問題提起だった。そのことを大学の紀要に最初書いたのは、1978年3月であり、それは小樽商科大学の『商学討究』第28巻第4号の「価値論の一研究（続）」のなかであって、しかも論文の最後の短い一文のなかに密かに書いたものであった。「市場調整メカニズムのはたす諸機能は、単純商品生産関係や資本主義的生産関係から独立しており、ただ私的所有と社会的分業だけを前提にしている。そこで、私的所有という概念の意味を更に分析していけば、われわれは、社会主義社会における商品—貨幣関係の利用という問題に接近することができる」（35頁）、と。大学教師になったのが1973年であり、かかる問題意識は1973年当時から持っていたが、大学紀要に短い一文を載せるまでに数年経過していることになる。

その後すぐ香川大学に移籍することになったが、移籍した後、こうした立場を全面的に主張することを決断して、1979年12月『香川大学経済論叢』第52巻5号に「『資本論』と社会主義」という論文を書いた。いまから思うと、鄧小平が改革開放路線でもって新しい中国のあり方を模索しようとしていた時期とまさに一致していたことになる。この論文は、社会科学的な客観的な分析をするというものではなく、「社会はどうあるべきか」という点についての自分の理念を述べたものである。鄧小平のような緊張関係をもって書いたものではなかったが、それでもこのような論文を大学の紀要に書いてよいのかなと迷った記憶は、いまでも鮮明に残っている。そして、この論文は、研究者としての自分の研究の方向をはっきり決めた論文であった。私は、この論文を私自身の指導教官も含めてできる限り多くの先生に送ったが、ほとんどまともな反応はしてもらえなかった。石油危機の後で、資本主義自体の危機が迫っており、社会主義陣営は危機感をほとんど持っていなかった。当時は、たとえば大内力などは、現代資本主義の危機を前提として、それに替わりうる社会として、労働者自主管理型の社会主義を提起するという論陣をはっていた。社会主義に市場経済を導入しないといずれ行き詰まるというような問題意識は、ほとんど相手にされなかったわけである。結局、そうしたマルクス経済学の研究動向は、今日に至るまで何一つ変わることはなかった。

ただ、拙著〔13〕は、社会主義にも商品・貨幣関係を導入できるという主張にとどまっており（マルクス経済学の世界ではいまでもそのように主張する人間はいないわけであり、その意味では、それだけの主張であるといっても、画期的なものであると自負してよいと考えるが）、商品・貨幣関係を導入した社会主義（市場社会主義）をどう設計していくか、という問題にはほとんど言及していない。結局、その問題に言及するためには、商品・貨幣論に続く資本の論理（『資本論』でいえば「貨幣の資本への転化」）をどう位置づけたらよいのかが十分解明できなかったからである。その後、私自身は、この資本形式論（「貨幣の資本への転化」論）は何度も書き直していくこととなる。そして、拙著〔13〕は、その表題通り『資本論』に競争を入れて、『資本論』をもう一度再編成してみるとというのが、その大部分の仕事であった。したがって、分析はあくまでも資本主義を対象としたものとなっていった。そうした仕事を行ったのは1980年代であり、それはそれでマルクス経済学の上では一つの問題提起となっているが、そうした試みは

この二つの論文を書いた経過は次の通りである。私は拙著〔13〕を1987年に出版した。その出版後、ベルリンの壁が壊れ、社会主義が音を立てて崩れていくのを見ることとなった。私は、それをみながら、自分が考える市場社会主義を積極的に提示していく必要があると思った。それを実践した最初の論文が上の二つの論文であった。

したがって、これらの論文では、もはや商品・貨幣関係については取りあげず、商品・貨幣関係を導入するとすれば必然的に資本形式も社会主義に導入せざるをえないとし、その下で、資本主義とは異なる社会主義的なあり方をどう構築したらよいかを中心論点として考えた。即ち、労働力の商品化と市場社会主義の関係、市場社会主義における生産過程をどう位置づけたらよいか、社会主義である以上、搾取関係を否定しなければならないが、資本形式（資本の運

市場社会主義をどう構築していったらよいかという問題とは直結していない。

そして、市場社会主義をどう構築していくかという議論は、拙著〔14〕に収録されていた論文で叙述されることとなる。それを始めたのは、拙著〔13〕を出版した後の1990年代であった。上にも述べたように、資本形式論（「貨幣の資本への転化」論）を繰り返して書き直すなかから、社会主義に市場を導入するとすれば、必然的に資本形式も導入することになるとし、その上で、社会主義の社会主義たる所以をどう構築していったらよいか、と問題を立てることによって始めて、具体的な市場社会主義を本格的に展開することができるようになっていったのである。かくして、本格的な市場社会主義論の構築は、『資本論』と社会主義」という自分の研究の方向を確定した論文を書いてから、ほぼ10年ほど経過した後だった。

- (2) 拙著〔14〕を読んでいただくとわかるが、私は、〈市場社会主義論を『資本論』を軸にして考える〉という世界中でほとんど誰も考えもしないことをやってきた。だから、ほとんど孤立的な仕事であった。ただ、書いてきた諸論文をまとめて拙著〔14〕を作成する段階で、西村可明氏の著作から、社会主義体制が崩壊する前のソ連・東欧圏で行われた改革論議（1980年代から1990年代初頭の論争）を知ることとなった。そして、そこでの論争は結果的に自分が考えてきたことと同じような中身を持っていたことを知ったのである。

今回、中国の改革を検討することになって、いま同じような思いに至っている。ただ、ソ連・東欧圏で行われた論争は、その後の体制の移行過程で跡形もなく消えてしまったが、中国の改革論議はいまも進行中であり、その意味ではやりがいのある仕事になった。なお、ソ連・東欧圏の研究をしていた日本の研究者グループは、その後社会主義研究からは手を引いてしまっている。私は、拙著〔14〕第7章でそうした研究動向を厳しく批判している。いま改革が進行中の中国の研究をしているのは、どちらかといえば正統派経済学者である。したがって、その研究の仕方についても、後述のようにある程度批判的にならざるをえない。かくして、やりがいのある仕事といっても、孤立した仕事であることに変わりはない。

動)を入れてなおかつ搾取を否定するという論理をどう設定すべきか等々を考えていくこととなったのである。なお、本稿では、この論文1と論文2で書いたことをもう一度繰り返すつもりはないが、中国の経済改革が労働者に与えた変化について言及する本稿Vでは、(論文1というより)拙著でまとめたことの方から、若干のコメントを与えるつもりである。

論文1と論文2は、『資本論』を念頭に置きながら)市場社会主義を具体的に構築していくという初めての試みであったが、そこでは、搾取関係までが議論の対象であったから、『資本論』の価値増殖過程論までがその分析対象であったということになる。しかし、私の研究は、搾取の議論をやってすぐさま『資本論』の資本蓄積論に飛び、更には『資本論』第3巻の議論に飛ぶというような形にはならなかった。そこに行く前に、以下に述べる論文3と論文4があり、そこで受けた問題提起を踏まえて、はじめて資本蓄積論にまで論理を展開できるようになっていった(それが論文5に結実する)のである。

3. 1993年3月「社会主義から資本主義への移行と本源的蓄積過程」『香川大学経済論叢』第65巻第4号

この論文は、ソ連・東欧圏の社会主義が崩壊し、事実上その後資本主義への移行過程が始まっているのを見て、何かの発言をしておきたいと思って書いたものである。この移行過程は、マルクスが『資本論』第1巻の最後で述べている本源的蓄積過程がいま始まっていると考えればよいのではないかという考えで書かれている。もちろん、封建制社会から資本主義社会への移行過程と、社会主義から資本主義への移行過程とでは時代も状況も異なったものであるから、移行過程のやり方は大きく異なっているが、事実上の暴力的な過程になっているという意味では、マルクスの本源的蓄積過程の分析は後者の移行過程の分析にも十分役に立つのではないかという判断から書いたものである。

この論文3では、資本主義に移行する以上、その移行過程では、労働者階級の形成と資本家階級の形成が不可欠であるとした上で、とりわけ資本家階級の形成では、当時進行しつつあった株式会社化、その手段としてのクーポン券発

行という問題を取りあげている。つまり、旧ソ連・東欧圏で国有企業を民営化するという場合、一方では、国有企業を分割して売却等が進行していたが、他方では分割が不可能な場合は、国民にクーポン券が配布されるという形を取っていた。しかし、後者の「クーポン券を配布する方向は、一見すると、国民総株主となって、いかにも民主的な企業社会が創られるようにみえるが、実態はそのようにならぬであろう。いま所得格差が前提されていると、当然株式は株式市場での売買を通して急速に集中化され、そのなかから支配株主がみえてくることだろう。かつて、『中産的生産者層』が価値法則の作用によって両極分解を遂げていった過程が、ここでは、20C末にふさわしい新たな手段を用いて繰り返されることとなり、ここから、(分割が不可能な)巨大企業の資本家階級→支配株主が形成されることになろう」(43頁)と書いている。旧来の社会主義の解体とともに登場してきたクーポン券の配布という議論は、まずこの論文3で最初に取り扱ったことになる。

4. 1995年2月「市場社会主義論争」『香川大学経済論叢』第67巻第3・4号

この論文では、市場社会主義に関する論争をフォローしているが、日本ではほとんど論争がなかったため、事実上欧米の論争を追いかけている。拙著〔14〕の「序言」にも書いたことであるが、実は、1994年から香川大学経済学研究科に社会人が入学するようになり、その第1期生として、植田正太郎氏が私の演習生になった。そこで、二人で、ワイスコフやローマーの論文を読むことになった。その成果がこの論文4である。

最大の論点は、ローマーが提起しているクーポン経済であった。論文3で、旧ソ連・東欧圏の解体、資本主義への移行過程では、クーポン券の発行・流通が事実上新たな資本家階級の形成につながるのではないかという批判をしていた。ローマーは、資本主義的搾取を所有の不平等から導くという論点が一方であったため、所有の不平等から生まれる搾取の発生を防ぐというために、クーポン券自体の売買を否定するという提案をしていた。この提案を一つのきっかけとして、私自身の市場社会主義論も固まっていくこととなっていった。

このように、この論文4を通して、私の市場社会主義論の一角が固まっていたのであるが、同時に、市場社会主義論としてはローマーに先を越されたという意識があった。そこで、私の手法は、『資本論』に立脚しながら市場社会主義論を展開するというものであったから、こうした手法のなかに早くローマーの議論を組み入れる必要があると感じていた。それを以下の文章に表現していた。「私は、市場社会主義にとってローマーの提案は新しい問題提起であると考えている。ローマーの所有論は、われわれのように、所有を労働者が生産過程や分配過程にどのように関わるかという観点から（『資本論』でいえば第1巻の観点）から捉えているわけではない。むしろ『市場社会主義における蓄積や資本調達の問題』を新しく提起するなかから、所有のもつ意味を提起したのがローマーの主張であると理解することができる。所有論にも抽象から具体へという展開があるとすれば、より具体的な所有論の展開であると位置づけることもできよう。ローマーが取りあげている principal-agent 問題とは、経営者・労働者・株主・公衆といった経済主体相互の競争関係であるから、まさにそれは『資本論』第3巻に相当するテーマであり、問題がそこまで一挙に具体化されていると理解することができる」（112～113頁。なお、論文4ではローマーとしていたのをここではローマーと書き直した。これは、伊藤誠氏から、拙著〔14〕を謹呈したときく本人に直接確かめた結果であり、今後はこうした表示を使っていたらきたい」という指示をいただいたからである）。

5. 1995年11月「市場社会主義と資本蓄積過程」『香川大学経済論叢』第68巻第2・3号

6. 1996年11月「市場社会主義再論」『香川大学経済論叢』第69巻第2・3号
論文4で書いた問題意識を受けて書いたのが、この二つの論文である。論文5は、マルクスの資本蓄積論の観点から市場社会主義を論じたものであり、論文6は、市場社会主義における経済主体相互の関係を再定式化したものである。

中国の経済改革の進行のなかでは、国有企業の民営化・私有化という論点が登場してくるのが（1993年の「社会主義市場経済」という指針を受けた）1990

年代半ば以降である（それが日本の研究としてはっきりと表に登場してきたのは、2000年前後の頃である）。もちろん、私がこの5・6の論文を執筆していた当時はそんなことが進行していることはまるで知らなかった。したがって、私は、今日ようやく議論になってきたような論点を当時全く孤立的に取りあげていたということになる。なお、この中身については、本稿でもう一度詳しく確認するので、ここではふれないでおこう。

7. 1997年6月「市場社会主義と競争」『香川大学経済論叢』第70巻第1号

拙著[14]に収録した論文では、この論文7が最後になる論文である。当時、置塩信雄氏が、利潤率の均等化プロセスをパソコンを使ったシミュレーション分析で明らかにすることを経済理論学会で報告されていたし、その詳細は論文に書かれていた。このモデルと手法を利用して、私が考える市場社会主義の政策をいろいろ考えたのがこの論文7である。ローマーの場合は、市場社会主義のプラス・マイナスをゲームの理論を使って展開するという事になっているが、置塩氏のモデルと手法の方がわかりやすいと考え、試作的に行ったものである。

これは『資本論』でいえば、第3巻の個別資本の競争過程の問題であり、中国の経済改革では、いまなおこうした議論まで展開する段階には来ていない。こうした議論が本格的に行われるようになってきたら、モデルの構築も含めて大幅に書き直す必要があるかもしれない。そういう意味で、試作段階の議論である。

Ⅲ 中国の改革論争

中国の経済改革は農村から始まったわけであるが、工業化に中心点を置くとすれば、まずは、郷鎮企業の発展がそれをリードすることになる。1970年代末に改革が開始されるが、郷鎮企業は1980年代急速な発展を遂げ、それまで中国の工業部門を担ってきた国有企業のシェアを大きく奪っていくこととなる。それを契機として、国有企業の改革も始まることとなる。

では、郷鎮企業はなぜそれだけ急激な発展を実現していったのか。農村で始まった請負制から、農村で資本蓄積が開始され、他方で農村には余剰労働力が存在していたので、それと合体してまたたく間に成長を遂げていったということになる。ただ、郷鎮企業の所有形態自体はきわめてあいまいなものであった。基本的には集団所有形態とされ、その核には郷村政府がいて、郷村政府が、農村の過剰労働力を吸収してくれ、(農村支援が義務づけられていたので、結果として) 財政的にも助かる郷鎮企業の発展に協力したということも、発展には欠かせない要素であったろう。しかし、同時に私営企業的なものが、当時まだ私営企業が許されていなかったので、郷鎮企業という形態を利用したという側面もあった。したがって、郷鎮企業が発展していった1980年代は、同時に中国で私営企業が容認されていく過程と重なっていくことになる。そして、私営企業の発展が公的に認められてくると、そういう要素を内に含んでいたからこそ発展を続けていた郷鎮企業も、その発展に限界が現れ始めることとなる。それが1990年代である。

他方、郷鎮企業の発展に押され続けてきた国有企業の改革も1980年代半ばに本格的になってくるが、その改革が、所有制度の改革(「現代企業制度」の導入)となって一つの画期となるのは1990年代になってからである。そして、それは、それまでに展開されてきた郷鎮企業と私営企業の相互絡み合いに大きな影響を受けることになり、国有大企業は従来通りまだ国家が所有者として大きな役割を果たす形になっているが、国有中小企業の所有制度改革は、郷鎮企業の改革とほとんど一致した動きとなり、以下に述べるように、所有者企業の出現という形にまとまりつつある、というのが2000年に入ったいまの現状のようである。

もちろん、こうした改革の動きは偶然このようになったというようなものではなく、ある種の必然性を持ったものである。中国のそれまでのシステムは、旧ソ連の場合と同様に、計画経済と国家的所有と共産党独裁という三位一体で動いてきた。そこにはどうしようもない非効率性があり、それへの改革となると、まずは、市場経済の導入ということになる。しかし、市場経済は言ってみ

れば土俵を用意したようなものであり、そこで動く新しい主体がなければ、市場という土俵も機能しないことになる。しかし、国家的所有の下での社会主義企業では、この市場経済の下で十分に動くことはできない。したがって、市場経済の導入は社会主義企業のあり方の変化と一体となって行われていくこととなる。社会主義的企業のあり方の変化とは当然分権化であり、決定権限（権限が与えられれば、当然責任も与えられる）を下に、当事者のところに降ろすということにならざるをえない。一般的に言えば、これは、所有の変革である。所有の変革は、私的所有という言葉を使うと誤解を生むので、個別的所有という言葉を使うとすれば、国家的所有から個別的⁽³⁾所有への変化という形を取ることとなる。そして、それによって、社会主義企業の労働者と経営者にインセンティブを与えることとなった。以下にみるように、「利潤留保制」や「経営請負制」から「現代企業制度」、更に最新の所有者企業の出現までは、すべてそうした議論の延長上に出てきたものである。中国の改革は、最初から明確な理念に基づいて行われたものではなく、むしろ試行錯誤の繰り返しであったと総括されているし、それが「漸進主義」と呼ばれる理由にもなっている。しかし、20数年に及ぶ改革を全体として振り返ってみると、〈計画経済と国家的所有〉という組合せを〈市場経済と個別的⁽³⁾所有〉という組合せに変えていくものであり、一貫した流れのなかにあったということにもなる。

但し、そうした流れは、流れとしては一貫したものであるが、そのなかではある段階まで来ると、質的な変化を要請されるものとならざるをえない。特に、1993年以降というのは全く新しい変化であった。というのは、それまでの（具体的にみれば1980年代までの）中国の改革は「計画が主で、市場が従である」という考えに基づいていた。所有形態でいえば、依然として国家的所有が中心であることに変わりはないのである。それは、計画経済と国家的所有と共産党独裁といった三位一体の構図から、大きく外れたものではなく、

(3) われわれは、商品・貨幣関係が成立する条件を、生産の社会性と生産に関する決定の私的性・個別性であると与えてきた。ここでいう個別的⁽³⁾所有というのは、生産に関する決定の私的性・個別性のことであり、その中身さえ踏まえていけば、それを私的所有と呼ぼうが、個別的⁽³⁾所有と呼ぼうが、本質は変わらない。

いわばその枠内での修正であった。そして、そうした改革なら、旧ソ連・東欧圏の経済改革で繰り返し繰り返し実践されてきたものであり、それは1980年代にはもう事実上破産していた。その破産状況を受けて、1980年代から1990年代初頭にかけて、旧ソ連・東欧圏では最後となる改革論争が活発に行われていた。しかし、それが最終的に実ることもなく、社会主義は崩壊していくわけである。だから、唯一崩壊しないで、改革を続けていくことになったのが中国であるということになる。その意味で、1993年以降の中国の改革の動きは、旧ソ連・東欧圏で体制が崩壊する直前に議論していたことを唯一実践する場となったのであるが、その過程は、市場が全面的に採用され、国家的所有そのものが解体されていくこととなるから、そもそも社会主義とは何なのかという根本的な問題を問うことになっていくこととなる。

いま出現しつつある所有者企業は、明らかに社会主義という一方の柱と衝突している。「社会主義市場経済」が単なる建前でないとすれば、やはりここには特別の困難を伴っていると言わざるを得ない。旧ソ連・東欧圏の1980年代から1990年代初頭の改革論争を整理した西村可明氏は、そうした改革は結局資本主義に帰着することになる以外にないと言い切っていた。それがいま現実になりつつあるかもしれない。その意味で、いまの段階は、一連の一貫した流れのなかでは、大きな変わり目に来ているというのが私の判断である。

このように中国の改革の進展を整理できるとすれば、以下では、論点を絞り込むこととしたい。私は、社会主義に市場を導入するとすれば、必然的に資本形式も導入する以外にない、と主張してきた。商品・貨幣・資本という流通形態はワンセットで考える以外にないからである。もちろん、そういう主張は、『資本論』に立脚しながら展開してきたことであり、現実の社会主義の改革運動をみながら展開したものではない。しかし、中国の改革運動を全体としてみるなら、一つ一つの改革の動きを追うより、経済原論が説く論理を理解した方がはるかに改革運動が行き着く先を見通せるのではないかと考える。私からいえば、紆余曲折はあったにせよ、なるべくしてなった改革だとしか言いようがないからである。そして、商品・貨幣・資本を導入していけば、必然的に行き

着くところが、いま到達したところであり(資本形式を導入するということは、論理の行き着くところ、究極的には株式市場・資本市場を導入することにならざるをえず、そこには当然資本主義的な企業制度、即ち「現代企業制度」が前提とならざるをえないのである)、到達したところがまさに大きな分かれ目なのである。私は、商品・貨幣・資本という流通形態をワンセットで導入することを提起しながら、それでも社会主義の社会主義たる所以を主張するとすればいかなる道がありうるかと問題提起してきた(それが、私の市場社会主義論である)。だから、中国の経済改革がいま到達したところを、私の問題提起(市場社会主義論)と重ね合わせてみることで、本稿の課題は十分果たせると考えてよいであろう。

そこで、以下では、丸山知雄編『中国企業の所有と経営』に掲載されている諸論文をまず取り上げることとする。

1. 黄〔1〕が説明する国有企業民営化の状況

黄〔1〕は、まず、私有化に関わる論争を次のように紹介している。「経済効率説は私有化を公有制の欠陥の克服、経済効率の増進を寄与するものとして高く評価する一方、社会公正説は企業内部者への資産売却を『権力の資本家』による国有財産の蚕食であると批判し、公有資産を社会の構成員に無償配分すべきと主張している。…これらに加えて国有資産をいったん社会構成員に無償配分し、初期条件の平等化を図ったうえで、効率を求め、経営者による所有権の集中を進めるという折衷案が出ている」(35頁)。

こうした論争に対する黄自身の考えは、「おわりに」というところで若干述べられているが、その結論に入る前に、黄が説明する中国における公有企業(ここには国有企業だけでなく、郷鎮企業も入れている)の私有化の進み方を紹介しておこう。即ち、中国の私有化では、(黄は日本の「官業払下げ」も取り上げているが、ここではそれは省くこととする)、チェコのやり方である無償配布(本稿で繰り返し説明しているクーポン券の配布である)を採用しなかった。

「1990年代前半に中国で始まった私有化の波は郷鎮企業から国有小企業をへ

ていま国有大企業へ及びつつある。公有の原理にしたがえば所有主体の全構成員に公有資産を無償配布する方式、市場のルールにしたがえば資産の競売方式が私有化のパターンになるはずだが、中国では、企業内部構成員に所有権が移転するのが一般的である」(57頁)。しかも、そのやり方は、純資産方式であり、資産と負債のバランスシートにおいて残る純資産を企業内部者に移転するというやり方である。そうした方法が選択されたこと自体は、まさに中国特有の事情があったことであり、特別に問題があることではない。

企業内部者という場合、経営者と従業員がそれにあたる。ところが、経営者は非常に大きな決定権限をもつようになるが、所有者が明確でない体制では、所有者によるチェックが機能せず、経営者による経営資源の私物化が発生しやすい(「インサイダー・コントロール」問題)。そこで、最近では、企業資産の優先購入権を経営者に与えるような体制が取られ始め、ここに所有者企業が登場してくる。「所有者企業は一般的には所有権と経営権の一致により代理コストを節約し、また意思決定の集中化と迅速化に寄与するというメリットがある。一方、その制度がもつ弱点も無視できない。よく指摘されるように創業者は独裁者として企業を育てる任を果たせるが、強烈な個性と華々しい成功体験をもつその経営者に情報と権限が集中し、高度集権的なワンマン経営体制ができあがり、分権的経営が困難になるばかりでなく、経営者の権力に対するチェックが弱まり、その誤った意思決定が会社に与えるダメージは大きい。また一般的には家族のメンバーから創業者に匹敵する人材が輩出する確率が低いし、後継者の経営方針が保守化し、資産保全に傾きやすいという」(65頁)。

このように展開した後、「おわりに」の部分で、黄自身の所有者企業への評価を次のように与えている。「所有者企業への再編は『政企不分』の通弊を解消し、また代理コストを節約するなど、私的合理性が認められるが、公有制の原則を無視して所有権益を享受すべき企業外部者を排除したことに疑問が残るのはいうまでもない。また経営者への評価システムが確立していない現段階では、経営者への所有集中は経営者優位のもとで行われている。それは社会が耐えられる限度を超えるまで進んだ場合、社会的合理性が失われる可能性が高

い」(67頁)。

同じ問題を、楊〔12〕は、国有中小企業を中心として捉え、嚴〔11〕は、郷鎮企業を中心として捉えている。

2. 楊〔12〕が説明する国有中小企業民営化の状況

中小規模の国有企業が株式会社化され、売却されていくという形で私営化・民営化される場合、企業実績が十分でないものが対象となるため、大部分は従業員自体が株主になるという形が採用されている。これは、先にみた黄〔1〕でも紹介されているが、楊は四川省の事例を取り扱っている。中国に特徴的なやり方として、「株式合作制」が採用されていると言われている。これにもさまざまな形態があるようであるが、「株式合作制企業とは、株式会社と協同組合の特徴を兼ね備えた企業形態である」(114頁)。つまり、株の一定割合が「集団株」として留保され、そこに従業員一人一人の権利が与えられ、その意味では、株式会社でありながら、協同組合的性格を保持しているのである。このように、従業員が株式会社の出発点で主要な株主になるという図式は、国家的所有という体制からの移行として考える場合、ある程度までは社会的平等性が確保されたものとすることができよう。したがって、株式会社化・私有化といっても、従業員の共同出資のような形になり、従業員が企業実績に対して強いインセンティブをもつようになってくる。そして、楊〔12〕によれば、全体としてはこうした改革の成果が出てきているようである。

ただ、企業実績が継続的に上がっていくと必然的に次のような問題を抱え込むことになるだろう。即ち、資本調達の問題もあるから、他方で株式市場が発展しているとすれば、端緒では共同出資のような形を取っていたとしても、株主の多様化が始まることであろう、と。したがって、それは、黄〔1〕でみた問題や以下の嚴〔11〕でみる問題がそこでは再現されることになるだろうし、楊も「今後の課題」として、所有の集中化が必要であるとしている（「平均的
所有を打破するには、内部での株式の売買、割当て増資、経営者への株の無償
譲渡を通じ、能力のある個人への株式比率を高める必要がある」142頁）⁽⁴⁾。

3. 嚴〔11〕が説明する郷鎮企業の改革の状況

郷鎮企業は、「実質的に郷村政府によって経営され、著しい成長を遂げた。しかし、1990年代以降、市場の需給状況が過剰気味となっていること、私有経済の合法性が法律的に追認されたこと、それに国有経済の所有制改革が本格的に着手されたことにみられるように、市場経済化がかなり深化している。そうした新しい時代的狀況に直面し、持続的な成長を実現するために、郷鎮企業の経営管理や所有制に対する全面的な改革が推し進められてきたのである」（嚴〔11〕145頁）。

所有制改革（改制）には、主流派のように肯定的に評価する立場と慎重派のように批判的に評価する立場がある。嚴は批判的な立場の方に立つようで、「郷村企業の改制過程において、本来の所有者であるはずの農民たちは改制の過程にはほとんど参加できない状態にある。郷村の幹部と企業経営者の間で相互に有利な取引さえ成立できれば、改制が可能となった。このような所有者不在の改制は透明性に欠き、大きな社会的不公平をともなっている」（168頁）。

4. 今井〔3〕が説明する中国上場企業の状況

今井〔3〕は、国有・公有大企業が株式会社化し、上場を始めているのを前提として、そこでの企業統治メカニズムがいかに関働しているかを分析している。通常出されている結論は「国家株の出資比率は企業業績に負の影響を与えるのに対し、法人株の出資比率は正の影響を与える」（91頁）となる。といっても、流通株自体が少ないし、非流通株が、国家株と法人株と従業員所有の株

(4) もっとも、「今後の課題」ではなくて、それはすでに出てきているようである。「平均的所有的企業では、次第に意思決定の分散や短期的行為などの問題が顕著になった。そこで、改革の後発地域では、経営者が単独で企業を所有したり、あるいは株の多数を所有し、従業員が株の少数を所有するような構造を選考するようになった」（楊〔12〕126頁）。「市場での競争激化にともない、企業のなかで各分野の有能な人の役割がますます目立ってきている。こうした有能な人にインセンティブを与え、定着を促し、規律づけるために、一部の中小公有企業では企業の発展に大きな貢献をした管理者、技術者、営業担当者に対し重点的に株を無償譲渡している。現在一部の大型企業や上場企業でも同様のことを始めている」（楊〔12〕132頁）。

に分けられるが、多くの統計では、法人株のなかで、国有法人株と非国有法人株とが区別されていない。そこで、「実際には法人株の行使主体は上場企業の母体の国有企業である場合が少なくない。この場合企業統治はむしろインサイダー・コントロール的な色彩が強いと考えられる」(99頁)し、「今後上場企業の企業統治を分析するにあたっては、国家株・法人株の株主権限を誰がどのように行使しているのか、企業の意思決定において経営陣、政府および外部株主などの主体がどのような役割を果たしているのかなど、ミクロ的な情報を分析に取り込んでいくことが不可欠だろう」(100頁)としている。そうした分析は、今井〔3〕より前に書かれた今井〔2〕の方が詳しい。

5. 今井〔2〕が説明する国有企業のコーポレート・ガバナンスの変遷

今井〔3〕が最近の上場した企業の分析を課題としているのに対して、今井〔2〕は、中国における国有企業のコーポレート・ガバナンスの試みを歴史的にまとめている。以下では、少し長いし、若干繰り返しになるが、詳しく紹介することとしよう。

「放権譲利」と表現される国有企業の改革のうち、大中国有企業の改革は、さまざまな企業経営に関する権限が国家から企業自身に移されると同時に、利益処分も国家から企業に譲られるという形を取った。いうまでもなく、権限の委譲と利益処分の譲渡はほとんど一体となって動くこととなるから(利益処分は企業関係者にインセンティブを与え、権限の委譲はそのインセンティブにしたがって努力する手段を与えることになり、両者が一体となっはじめて効果を発揮することになる)、「放権譲利」という言葉が使われることとなったのである。企業経営に関するさまざまな権限が国家から企業に移されるということは、原論的にいえば、資本の運動の自由が拡大していくということであり、しかも、それは、更に市場関係(商品・貨幣関係)の導入と表裏一体の関係にある。繰り返し述べるように、商品・貨幣・資本は、流通形態としてワンセットであるからである。

ここでは、利益処分のあり方の変遷を中心にみていくこととする。1970年

代末の出発点では、利益の一部を処分する権限を企業に与えるという形を取った。川井〔4〕から紹介すれば、「利潤留保制」「利潤上納請負制」である。そして、1980年代に入って、利潤上納制から法人税への転換が行われた（「利改税」）。しかし、価格体系がまだ完全に自由化されていなかったため、利改税は十全に機能しなかった。⁽⁵⁾その後、1980年代後半になって、採用されたのは経営請負制であった。⁽⁶⁾今井〔2〕の説明はこの時期から始まる。「請負制は国有企業の監督当局と経営者の間で通常三～五年程度の期間の経営請負契約を取り結ぶという形式をとる。経営側は政府に対し、契約期間中の一定の利潤上納の義務を負う」（192頁）。この請負制は際だった成果を上げたが、契約を下回っても上納義務が減免されたり、追加融資が与えられたりして（ソフトな予算制約→過剰分配と過剰投資）、問題点が残った。そこで、1993年以降、「株式制への転換と混合所有化」を基本方針とするように変更された（「現代企業制度」：株式会社制度の導入であるから、取締役会、監事会、社長といった経営システムが確立するとともに、国有企業であるから、国家は依然として支配株主ではあるが、配当を受け取ったり、経営者の交代を決めることは出来ても、もはやそれ以上の権限をふるうことは許されなくなる。その意味では、一つの画期となる）。しかし、そうした体制は「当初予想されたほど容易ではなかった」（195頁）ので、「企業ごとに監督当局とのバーゲニングで決められていた利潤上納が原則として一律三三%の所得税で置き換えられ」（196頁）た「資産経営責任制」に変わっていくこととなる。ところが、この移行後も、ガバナンスの実効性は向上しなかった。ここでも、経営者・従業員による株主の権利侵害（イ

(5) 1993年以前の国有企業の改革については、川井〔4〕が詳しい。私が読んだ文献は日本語で書かれたものでしかないが、全体的には、改革の動きを明瞭に把握することが難しいようだ。これはおそらく党が出す方針と改革の動きとのずれがあることや、中国のように広い地域では地域間のずれが大きいことが影響しているのであろう。その意味では、やむを得ないことかもしれない。

(6) 川井〔4〕によれば、経営請負制の下では、所得税・調整税という形になったが、実質的に「利潤上納方式に戻ることとなった」（107頁）。そして、1990年代に入って、「国家上納部分を所得税と利潤上納に分離する」（「税利分流」）ということになった。試行錯誤としかいいようがないが、こうした細かいことをフォローするのは、本稿ではやめることとする。

ンサイダー・コントロール) という負の現象が進行したが、その意味が異なってきた。即ち、「監督当局と経営側の情報の非対称性は拡大」し、「残余コントロール権が所有側から経営側に移転することはむしろ経営の効率化につながる」(199~200頁) ことになってきたのである。それで、「監督当局の側でむしろ有能な経営者によるインサイダー・コントロールを容認し、事実上制度化する動き」(200頁) が現れてきた。その場合、国有財産の「授権経営」という考えが重要な役割を果たした。授権経営という考えは「国有企業である集団の中核企業が他の国有企業を『所有』できるようにする」というもので、「企業集団の発展を促進する」(200頁) ものである。これは、私には、有能な経営者が、日本のかつての岩崎家や三井家のように、巨大な国有企業集団を支配する形になっていくように見える。これを良いか悪いかを言うつもりはないが、社会主義という規定には、どう解釈をしてもあてはめようがないということは事実であろう。今井〔2〕は、これを「経営者集権型インサイダーコントロール」とした上で、これがもつ限界を克服するためには「内部ガバナンスの強化が不可欠である」として、「そのための改革の方向としては経営者持株制に加え、長期雇用による企業特定の人的資本の蓄積を前提として、従業員集団による内部モニタリングを通じたガバナンスの可能性を提起」(218~219頁) している。

同じ頃、たとえば上海市当局が、監督官庁を国有資産経営会社に改組する方向を示し、そこにも国有資産の授権経営という考えが適用された。しかし「資産経営会社が比較的明らかに主導権を発揮しているのは、重複投資や規模の過小などの問題を是正するための傘下企業の再編成である。こうした構造調整の対象となる企業は、むしろ旧体制の下でも監督当局に投資決定や資金調達などの面で依存度が高い、自立性の弱い企業だった可能性がある。この場合は資産経営会社は事業色を強めて企業集団的な性格を有することになるだろう。一方、傘下企業でも実力のあるものは、それ自身が企業集団として資産経営会社からの独立性を強めていくことになるだろう」(218頁)、と。いうまでもなく、国有企業の株式会社化とともに、他方では国有資産管理局が設置され、それが

ガバナンスを行うという方向もある。国有資産の管理を国家当局（国有資産管理局）がやるのか、会社組織（資産経営会社）でやるのかでは大きな違いがあるが（われわれが提起するクーポン経済では、これに似た組織を考えるが、当然会社組織ですべてを処理することを想定している）、このあたりのコーポレート・ガバナンスの有り様は混迷のなかで動いていて、先行きは不透明のままであるのかもしれない。

以上、長い紹介になったが、大企業の場合には、中小企業のように所有と経営の一致というわけにいかないから、大企業では、いまは、まだまだ国家が国有株（国家株＋国有法人株）を通して、企業に対する統治を続けているのが基本的であるが、次第に、特定の有能な経営者に支配権を委ね、それが国有企業を傘下に置く企業集団を結成していくシステムに変わろうとしているようである。

私は、黄〔1〕で紹介された論争でいえば、社会公平説に立ち、嚴〔11〕で紹介された論争でいえば慎重派に立つが、それを『資本論』に立脚しながら主張したいと考える。また、今井〔2〕の議論に対しては、私は、株主としても市民が株式市場を通して企業統治に参加していくシステム（クーポン経済）を提起したい（詳細は次に詳しく述べるが）。

ただ、こうした論争では、所有と経営の問題を企業組織のあり方に絞って問題を立てているように思われる。国家的所有の体制からの移行過程の議論であるから、そうした問題の立て方も重要であるが、同時に「社会主義市場経済」の下で議論を立てているはずである。「社会主義市場経済」が単なる建前でないとすれば、社会主義的なるものとは何かという問いかけもまた必要なはずである。しかし、そうした問題を正面から提起することはどの論者にあっても明らかに避けられている。たとえば中小国有企業が民営化され、それが所有者企業に転化していったら、意思決定が明確化され、経営効率が向上したとしよう。また、国有大企業が経営者に支配権が委ねられ、企業集団を形成しつつ、それによって経営効率が向上したとしよう。しかし、そうした企業組織・企業経営的な問題だけで、マクロ的な体制のあり方が議論されてよいのであろうか。資

本主義はまさにそれでよいのだと答えるシステムである。

われわれが考える市場社会主義論では、最初から〈効率性をきちんと実現しながら、社会主義的なるものをどこかに求める〉という問題こそが最大の問題であった。といっても、前述のように、私がそうした主張を展開したのは1990年代半ばのことであり、中国では所有者企業が出現しつつあるとは全く知らないことではあったが。

なお、今井〔2〕では、最後の部分で「従業員集団による内部モニタリングを通じたガバナンスの可能性を提起」しているが、これは重要な問題提起であるといつてよい。しかし、この問題も、社会主義の精神にしたがって問題を立て直すべきであろう。私自身も、私の社会主義論のなかでも、労働者自主管理をどう位置づけるかについては最終的な判断は行っていない。本稿でも、この問題には言及しないこととする。しかし、取り上げるとすれば、企業統治の単なる補助的手段として考えるのではなく、社会主義の精神にしたがって正面から考えるべきこと⁽⁷⁾であろう。

IV 市場社会主義と蓄積過程・経済主体相互の関係(再論)

上記のような中国の論争を踏まえて、私が論文5と6で展開した議論をここで再度述べておこう。私は、問題を根本的に把握するとすれば、マルクスの資

(7) 拙著〔14〕では労働者自主管理について、次のように書いていた。「労働者自主管理は(効率化で効果を生み出したのは、結局日本的な小集団活動の導入によってでしかなく、労働者自主管理それ自身ではなかったという意味で)その限界をはっきり露呈した。とはいえ、ユーゴスラビアの例では、労働者自主管理が協議システムのような社会的分業の編成システムと一体化して導入されており、更に、最終的には労働者自主管理にも国家による保護が機能していた。そのため、効率性を高めるようなインセンティブが働かなかったといつてよい。市場経済の厳しい競争の下で、即ち、倒産のリスクもあるという状況のなかで、労働者自主管理が試されたわけでは決してない。その意味では、われわれは、今日でも労働者自主管理は社会主義における労働者の組織の一形態として、どのように再構築したらどこまで可能となるかが試されるべきであると考え」(31頁)。厳しい市場システムの下で(ハードな予算制約の下で)、労働者自主管理を試してみたら、それはどこまで耐えられたであろうか。同じような効率性を実現するのに、中国のように、有能な経営者に国有財産を篡奪されるのとは明らかに異なるオルタナティブを提起するのではないだろうか。

本蓄積論に戻るべきであると考え。資本蓄積論とは、資本主義的な生産関係を再生産する仕組みを解明する議論である。再生産だから、まずは出発点があり、それが何らかのメカニズムを通して再生産されていくことになる。そして、それが解明されたら、資本主義が自立化する根拠も与えられることとなるというわけである。アメリカのSSA理論もフランスのレギュレーション理論も、蓄積という言葉がキーワードであったことを想起されたい。

最初にくる出発点の議論は、本源的蓄積過程として、マルクスは資本蓄積論の末尾で与えるという構成にしている。肝心の再生産される過程は、単純再生産・拡大再生産（資本蓄積率）という概念や資本の有機的構成という概念を用意しつつ、そのメカニズムを明らかにする。解明される中心点は、労働力の再生産をいかに実現していくか（より具体的にいえば、労賃を資本の価値増殖欲に適合的な範囲内にいかに抑えるか）という問題になる。

そうした議論のなかから、同時に関連するいくつかの論点が提出される。たとえば、そうした主張が正しかったかどうかは別として、レーニンは、資本蓄積論の集積・集中という議論から独占を、それ故、帝国主義段階の資本主義を導こうとした。また、平田清明は、個体的所有の再建という問題を提起して、新しい社会主義のあり方を模索した。私を取り上げた議論は、マルクスの資本蓄積論にある「商品生産の所有法則から資本主義的取得法則への転回」という議論である。この議論を使って、市場社会主義における（資本主義とは異なる）資本蓄積過程のあり方を提起してみようと考えたのであった。それは、今日の中国が直面している問題（所有のあり方等）に対する私の回答となるはずのものである。

議論は5つの段階に区別することができる。

1. 商品生産の所有法則から資本主義的取得法則への転回

マルクスの商品生産の所有法則というのは、通常は、自らの生産手段で、自ら労働し（家族が入ることは否定する必要はない）、完成した生産物は自分に帰属するという関係であると説明される。これに対して、資本主義的取得法則

とは、不払労働が不払労働を生んでいく（剰余価値が剰余価値を生んでいく）過程を指している。

マルクスは一つの法則から別の法則への転回といているが、そこには二つの問題が発生する。一つは、最初の法則（商品生産の所有法則）を資本主義社会の分析でいかに設定するのかという問題であり、もう一つは、転回するという場合は、最初の法則が消えていくということになるわけであるが、その消え方の問題である。後者の問題の方が簡単なので、そこから議論することとしよう。マルクスの消え方はこうである。最初の法則で、自己労働による所産として生産手段が100という価値（マルクスであれば労働時間で計るのであろうが）をもっていたとしよう。これが剰余価値を毎期20生むとし、それを全部消費してしまったとする。5期経過すれば、消費した大きさは100になり、最初の生産手段の価値と等しくなる。したがって、それ以降は自己労働によって獲得した生産手段の価値100というのは、その意味が消えてなくなり、存続し続ける100は不払労働が結晶化したものになると説明する。こうした説明に異論を唱えているのが富塚であり、富塚は、最初の100が自己労働の所産であるとして、それはその性格をそのまま持つとしても、剰余価値から一定部分が蓄積にまわされ、それが積み重なっていくと、最初の100は限りなく無限小に近づいていく、この動きのなかに資本主義的取得法則の転回をみればよいというものである。この点に関する限り、私は富塚の説明に賛成している。

さて、問題は最初の問題、即ち、商品生産の所有法則なるものをどう設定するかという問題である。資本主義社会を分析対象としながら、商品生産の所有法則なるものを設定する意味がどこにあるかである。これについては、マルクス経済学内でかなり長い論争がある。その論争をここで再度述べることはやめることとしよう。

いまになって、論文5（それ故、拙著〔14〕の第3章）を読み直してみると、少し正確さに欠けるところもあるので、ここでそれを補いながらわれわれの主張を展開することとしよう。まず、その不正確なところを指摘すれば次の通りである。商品生産の所有法則というのは、上に述べたように、通常、自己労働

の所産としての生産手段をもち、自分で労働をし、生産物は自分のものとなるという形で説明している。しかし、このうち、自分で労働をするという形態を前提にすると、どうしても単純商品生産関係を前提することになる。しかし、資本主義社会を対象とする以上、単純商品生産関係を想定することはいかなる意味でも正当化されないことである。そこで、自分で労働するという論点はいれなくて、問題を「自己労働の所産として生産手段を所有する」という論点に絞り込むべきであった。後に引用するように、労働するのはあくまでも労働者であると私は主張しているのだから、事実上は、生産手段所有者が自分で労働するということを否定しているのだが、そうした指摘が論文5には明示的な形ではなかったのである。ここが若干正確さに欠けるところであった。問題をそういう形に絞り込んだ上で、私が出した答えは以下の通りである。「資本主義的取得法則の中身は明らかであり、それは不払労働が不払労働を生む過程である。資本は剰余価値が転化したものであるから、資本をさかのぼれば剰余価値に到達するが、どこまでもさかのぼると、どこかで資本主義的な生産過程の産物前に到達することとなる。その場合の中身については、マルクスは本源的蓄積過程で実はそれが『血と汚物をしたたらせながら、生まれてくるものである』ことを明らかにする。しかし、それは資本主義が典型的に発展したイギリスの歴史的過程である。ここでの問題は論理的な端緒の問題である。マルクスは、たとえそれが自己労働の所産であったとしてもという想定を設定し、再生産のなかでそうした自己労働の所産という性格規定が空洞化していくことを明らかにしようとしているのではないか。……したがって、資本蓄積過程で問題とされるべき状況は、自己労働の所産に基づく資本を起点として生産活動が営まれる状況であり、生産手段は自己労働の所産として資本家に所有されており、したがって『何を、どれだけ、いかに生産するか』は資本家が決定することである。しかし、労働するのはあくまでも労働者であるという状況である。したがって、これは単純商品生産関係ではない。むしろ、特殊な中身を伴っているが、あくまでも資本主義的な生産関係である。……このなかで成立する関係を商品生産の所有法則と呼ぶべきかどうかは定義の問題であるが、商品生産の所有法

則から資本主義的取得法則への転回は、いわばそうなることが必然的な形で設定されているものであって、ここに特別の（弁証法的な）発展関係があるわけではない」（140～141頁）。

このように、私の主張は最初の投下資本のところに戻ったところで、話を止めるという提案である。そうして、最初の資本は、自己労働の所産であったとしようだけでよいのではないかというものである。通常理解は、〈余剰が生まれ、それが最初の投下資本として機能する〉とした上で、その下で自分が労働し、その生産物は自分のものとなるという関係（単純商品生産関係）を想定していくのである。そうすると、交換関係は等労働量交換になり、それと資本主義的取得法則が比較されるということになっていくことになる。しかし、『資本論』を読むと、「アブラハムはイサクを生み、イサクはヤコブを生み、うんぬん、という昔話」に帰ることにしようと言っているだけである。だからそこで止めて、資本主義的生産関係を想定してみる。そうすれば、必然的に資本主義的取得法則が動き出すことになる、というわけである。

2. 市場社会主義における商品生産の所有法則

1の議論は、あくまでも『資本論』にそくした議論の展開であった。この論理的過程を前提にして、今度はそれを市場社会主義という一つの歴史的形態にあてはめて考えてみようというのがここでの議論である。すると、市場社会主義という一つの歴史的形態における議論であるから、まず、市場社会主義における所有の原初形態を前提としておかねばならない。⁽⁸⁾市場社会主義が資本主義からの移行ということがいま考えられるわけではないので、これを省略するとすると、市場社会主義がソ連型の国家的所有形態から移行して成立した場合を念頭に置くこととなる。

(8) このあたりの展開は少し難解であるかもしれない。『資本論』の世界では、商品生産の所有法則を論理的な端緒の問題とし、市場社会主義で考える場合は、商品生産の所有法則を具体的な歴史的形態として設定しようとしているからである。『資本論』の世界は、資本主義である限り普遍的にあてはまる原論として理解されなければならないという方法論が背後にあるからであるが。

国家的所有とは何か。それは、ソフトな予算制約の下、社会主義が行き詰まる一つの原因となっていたものであるが、そこから市場社会主義に移行していく以上、二つの道が考えられる（これは、先に論文3を紹介したとき示したものである）。一つの中小規模の企業は売却となるが、もう一つの大規模企業⁽⁹⁾となると、売却はできないから株式会社形態をとり、株は国民全体に（株式と

(9) われわれの議論はもともと市場社会主義を理念的に考えた議論である。そこでは、商品・貨幣だけでなく、資本も導入するとした。資本という流通形式を導入するという場合、増殖する運動を入れていくというだけでなく、資本市場（株式市場）も当然入れていくものとして、市場社会主義を想定していた。したがって、市場社会主義で、国有企業が残るということは想定していなかった。中国の改革論争では、先に紹介したように、国有企業の民営化という路線が主流であるようであるが、林等〔6〕は、「放権譲利改革移行、国有企業の経営自主権は大きく拡大したが、企業経営の財務的結果に対しては責任を負わなければならなくなった。しかし、現実には、国家は依然として伝統的発展戦略目標を放棄してはおらず、価格の歪みも存在していた。また、政治・社会の安定維持と、改革の非急進的な性質により、国有企業には多くの社会的債務が残り、企業の生産的経営と社会的サービスとを切り離すことはできなかった」（129頁）とする。だから、国有企業の改革には大きな制限があった。もし公平な競争的な環境を構築し、ハードな予算制約が実現していくようになったら、私営企業の方が国有企業より優れているとか、国有企業では必ずインサイダー・コントロール問題が発生するとは必ずしもいえない、したがって、民営化は決して万能薬ではないと主張している。

中国の国有企業では、病院や学校といった社会サービス機能を保持していたのであるから、それではハードな予算制約が働きようがなかったということは事実である（こうした機能は徐々に企業から分離されつつあるようである。この点については、丸川〔8〕が、その変化の有り様を実証的にも明らかにしており、わかりやすい分析になっている）。ただ、たとえ競争環境が整備されていったとしても、だからといって、国有企業形態が市場社会主義で存続すべきかどうかはまた別問題であろう。日本の場合でいえば、雪印にしても（2002年夏の）日本ハムにしても、企業の不祥事に株式市場は激しく反応し、結局、経営責任を厳しく問う、場合によっては企業倒産もありうるということになっていっている。その意味では、株式市場を通して本人－代理人関係は機能しているとみるべきである。

ただ、それは決して万能ではない。所有者企業によって、問題が解決するというようなことはありえないというべきであろう。株式市場が間違った情報に振り回されることはいくらでもある。最近のアメリカ企業の不正経理問題などはその極端な例であるが、一般的にいえば、むしろそれが普通というべきだろう。そういう日々の動きは別として、たとえば日本の銀行業はもちろん私営企業であるが、国の保護（護送船団方式というだけでなく、従来は銀行の倒産もなかった）によって運営されてきた。それではグローバル化の時代に対応できないとして、ビッグバンをやり、いくつかの金融機関を倒産に追い込んでみた。ところが、その結果、信用不安が広がり、いまでは最初の意気込みはどこかに飛んでいってしまっている。セーフティネットをきちんと用意せず、ビッグバンだと大騒ぎしたことが原因であるが、株式市場は、政府の意気込みの変化を読み込んでいながら、不良債権を抱え込んだ日本の金融機関の株価が暴落するという事もない。

の交換券である) クーポン券の配布という形態を通して分配される。そして、国民全体に平等にクーポン券が配布された状況は、市場社会主義における所有の原初形態としておさえることができるのではないか、これが私のアイデアであった。

この形態は、マルクスの言い方の「自分の労働に基づく所有」を拝借すれば、まさに「自分たちの労働に基づく所有」である。いかに社会主義は魅力のなかったものであったとしても、その成果である国有企業の財産は、国民の血と汗の結晶である。シベリアの地で死んでいった人の、文革で無念に死んでいった人の、血と汗と、たぶん涙の結晶である。しかも、それは数十年の歴史の所産である。同じ言い方を日本の民営化にそくしていえば、国鉄が市民へのサービスという点でいくつかの問題があったにせよ、それは日本国民の汗と血の結晶である。その汗と血の結晶が、株式会社化(JRとなる)とともに、売却されている。売却されれば、国家の歳入となり、最終的に国民のために使用されるなら、それはこの社会では許されることである。しかし、旧来の社会主義(国家的所有)からの移行では、国民へのクーポン券の平等な配分という形を取らざるをえなかった。21Cの本源的蓄積過程では、国民の血と汗と涙の結晶を一部の人間が略奪して、資本家階級に成り上がるというわけにはさすがにできなかったからである。したがって、とりあえず平等な形で「自分たちの労働に基

その意味では、株式市場を通して銀行への監視が十分機能しているとは必ずしもいえない。所詮、その程度の機能でしかないのである。更に、万能ではないということを用いるなら、市場そのものがそもそも万能ではないことをここで確認しておくべきであろう。市場であるから不均衡はいつも発生する。その不均衡を事後的に調整していくのが市場機構のやり方である。ところが、そうした不均衡は、場合によっては累積的に拡大していくことがあり、それが産業循環などを生んでいくことになる。不均衡が累積的に拡大し、それが恐慌となって爆発するということは必ずしもすべてマイナス要因であると考えする必要はない。それがあって、旧式のもの革命的に破壊され、その結果として、資本主義の巨大な生産力も実現してきたからである。市場社会主義といえども、市場を導入する以上、産業循環的なものは避けられないのであって、その意味で、市場は決して万能ではないことは銘記しておくべきなのである。

市場は決して万能ではないとした上で、それでも、国家やその背後にある党組織の役割に頼るのではなく、市場原理をぎりぎりまで利用すべきではないかというのが、われわれの市場社会主義論である。

づく所有」が実現することになる。⁽¹⁰⁾先にみたように、中国では必ずしもクーポン券の平等な配分という形を取らず、企業内従業員に所有権を移転するという方法を取った。形式は若干異なるが、旧来の社会主義からの移行というケースとしては、本質的には変わらない形式であるといつてよい。ただ、中国の改革開放の歴史をみると、平等な分配関係がすべての出発点にあったわけではないようだ。ロシアの資本主義への道と同様に、計画経済から市場経済への移行に際して、汚く儲けたグループはいるようである。そして、それが民衆の怒りを生み、天安門事件につながっていくことになったのである。しかし、そうした体制は長くは続かないであろう。

3. 市場社会主義における資本主義的取得法則の展開

クーポン券は株式への引換券である。国有企業の資産の評価が行われ、その下で、株式価格（株価×株式数）が決まり、株式市場が前提されると、国民はそれぞれ自分の判断で、株との引き替えを行うこととなる。かくして、市場社会主義では、とりあえず国民全体が株主となる。

さて、その後の展開は簡単である。株式会社は資金調達が必要である。資金調達をして、きちんとした企業戦略をもち、必要な投資をしていく必要がある。コーポレート・ガバナンスが株式市場という市場を通して貫徹するのが市場社会主義の基本である。したがって、そうしたことを実現できない経営者は、株主から株の売却、株価の低下というルートを通して、最終的にはやめていかざるをえない。資金調達をして投資をしていくためには、当然新規に株式を発行

(10) ここでは、「自分たちの労働に基づく所有」と国有財産をほとんど同じ意味に使用している。国有財産が、国有企業がもつ資産、具体的に建物とか機械とか原材料などを指すということであれば、この使い方は正しくない。所有というのはあくまでも関係であり、「自分たちの労働に基づく所有」とは、関係が成立した所以を問うた言い方であり、国民全体がそうした関係に参加して成立したということも示したものである。それが、旧来の社会主義では国家的所有という具体的な形態で活用されていた。それがいま新しく変化しようとしているが、その成立した所以を押さえておくとすれば、それは依然として「自分たちの労働に基づき所有」であり、その成立してきた所以に沿った具体的な形態が少なくとも出発点では与えられねばならないだろう、といっているのである。

していこう。市場社会主義といえども、所得格差は前提になっている。「労働に応じた分配」といえども、与える労働に質と量で不平等がある限り、不平等を前提としたものとなる。所得格差があるとすれば、こうした新規の株式の発行に対応して所有する株式を増やしていく層と逆にさまざまな理由から減らしていく層が必ず出てくる。所有の不平等が広がっていくのは、もはや単に時間の関数でしかない。最初の平等な分配は、その後の集中化過程からみれば、瞬く間に無限小の関係に転化していくことであろう。こうして、市場社会主義において資本主義的取得法則が展開することとなる。もちろん、マルクスの資本主義的取得法則は、ここで展開するような株式会社制度は前提されていない。その意味では、新しい状況のなかで、マルクスの議論を応用問題として活用しているということになる。

先の言い方を用いれば、国民の血と汗と涙の結晶であるものが、一度平等に分配された上で、市場メカニズムが作用した結果として、価値法則の貫徹した結果として、結局一部の人間に事実上略奪されていき、社会全体に（所有の不平等に基づく）不平等な分配が実現していくことになる。それを明らかにしているのが、マルクスの資本主義的取得法則である。誤解がないように言っておけば、われわれは、市場社会主義を主張し、市場メカニズムを労働市場・株式市場を含めて全面的に導入するべきであると主張している。そして、社会主義といえども、与える労働の量と質に差がある以上、それは当然不平等を認めた社会であると主張している。いうまでもないことである。ここで問題としてい⁽¹¹⁾るのは、所有の不平等から発生する格差を容認するかどうかであり、それを批

(11) 社会主義を平等社会であると規定する考えはいまでも残っている。それが全くの間違ひとは言えないが、平等の意味を厳密に考えなければやはり誤りである。まじめに働こうが、いい加減に働こうが、同じ給料だったというのは、改革前の中国でも同じだった。それが社会主義だというのは完全な誤りである。労働に応じた分配なのだから、まじめに労働すれば多くの分配を受けることの方が明らかに社会主義の原理原則である。そして、所有に基づく分配は、労働に応じた分配に反するから、そこから不平等な分配が発生するとすれば（この表現に注意してもらいたい、所有に基づく分配に平等な分配がありうるという前提で書いているからである、それがありうるのかという疑問には、私の考えるクーポン経済で答えることになる）、それは社会主義の原則に反する。それだけ

判的に捉えたのがマルクスの資本主義的取得法則なのである。国民の血と汗と涙の結晶をいかにも平等に分けるような体制を経由しながらも、最終的には再び不平等な結果が生まれる（それは、不払労働が不払労働を生むという結果であり、株式会社制度を前提すれば、不労所得としての配当や株式譲渡益が発生する）ことがほぼ自明なのに、それを容認していったよいのであろうか。少なくとも、そのことを確認してから先に進むべきことではないのか、と。

本稿では、まず『中国企業の所有と経営』の諸論文を紹介しておいた。そこで明らかにされている中国の経済改革では、企業内部従業員に所有権を移転していく（それはたぶんかなり均等に移転されていったのであろう、何せ、民衆の「血と汗と涙の結晶」であったのだから）という形を出発点では採用していた。しかしながら、コーポレートガバナンスがうまく機能しないということから、政策的に（経営者が所有者に転化していく）所有者企業が出現しつつあるということであった。その出発点は、いままさに変質しようとしているということであろう。

こうした体制を社会主義と呼ぶのは明らかに矛盾している。たとえ共産党の一党支配が貫徹していたとしても、その行き着く先は資本主義以外の何ものでもないからだ。もちろん、共産党支配下で資本主義を構築していくというやり方を中国の民衆が選ぶとすれば、それをわれわれが否定するようなことができるわけがない。否定できないというだけでなく、それは非常に巧妙なやり方である。とりわけ、発展途上国が開発をやっていく場合、最近では「開発独裁」が効果的であると言われており、そういう「開発独裁」という意味なら、共産党の独裁政権ほど強力なものはないであろうからである。しかしながら、少なくとも、所有に基づく分配上の不平等が原理的に存在する社会を構築していく

のことである。

もちろんこのように主張すると、労働者が単にまじめに働くということだけでなく、金を稼ぐ猛者になったり、経営者が利潤をあげる猛者になったりすることも考えられる。どこかで何のために働くかがわからなくなり、人間性が疎外されるということも起こりうる。まさに物象化現象である。市場経済の導入には、必ず物象化が伴うこととなる。この点については、拙稿〔16〕で私自身の考えは述べたので、参照してもらいたい。

とすれば、それをもはや社会主義とは呼べないであろう。「社会主義市場経済」の下で、批判的な意見が出てくるのは当然のことである。

この点について、丸川〔7〕は、『中国企業の所有と経営』の第2章から第5章までをまとめて、いまの「公有資産の私物化」には「厳しい批判がある」と紹介した上で、次のように書いている。「ただ、国有企業は『全人民的所有制企業』だから全人民に分配されるべき、集団所有制企業は『集団』全員に分配されるべき、という議論は、旧来の所有制度の建前にとらわれた議論である。そうした提言は旧来の所有の実態を踏まえていないだけでなく、現実性もない。ロシアでは実際に国有企業の所有権を全国民に平等に分配するために、全国民に1人1万ルーブルの私有化小切手を配布したのであるが、800社の大型・中型企業に対する調査によれば、内部の経営者や従業員が自分たちに都合がいいように株式売却や増資などを操作した結果、内部の経営者・従業員が民営化企業の資本の58%を所有している(Blasi, Kroumova and Kruse [1997])。国有資産を全国民に平等に分配したはずなのに、実際には民営化企業の内部従業員は他の国民よりも平均で30倍も多くの国有資産を手にしたことになる」(25~26頁)。この議論は二つに分かれている。出発点の話とその後の現実性の話である。その後の現実性という話では、ロシアでそのような資産所有の不平等が実現していったのは、それを防ぐようなシステムを用意しなかったからである(それを防ぐシステムとしてわれわれが提起するのが、下に述べるようなクーポン経済である)。そして、もし用意しなかったなら、行き着く先がどうなるかはよくわかったことであろうし、ロシアで用意しなかったのは、ロシアにおける移行過程がまさに「社会主義から資本主義への移行過程」という形を取ったからである。しかし、中国が目標としているのが依然として「社会主義市場経済」であるとすれば、ロシアとは異なる別の道が模索されてよいのではないか。他方、最初の出発点の話で、丸川が、平等に分配することを「旧来の所有制度の建前にとらわれた議論である」とするのは納得しがたいものである。「血と汗と涙の結晶」をそう簡単に総括してよいものであろうか。

4. ローマーのクーポン経済

市場社会主義における資本主義的取得法則の展開を否定するのが、ローマーのクーポン経済である。それはクーポン券の売買を禁止しており、特定の個人に株式が集中するのを防いでいるからである。もちろん、そうした制度を構築するためには、株式会社が資金調達するときにどうしたらよいのかという問題を、こうしたクーポン経済と両立するように設計する必要があるが。

論文5では、市場社会主義における商品生産の取得法則の資本主義的取得法則への展開という議論の後に、それを防ぐものとして、ローマーのクーポン経済を出している（なお、拙著〔14〕では、田中氏の議論も紹介しているが、ここでは省くこととする）。しかし、実際は、ローマーのクーポン経済を最初から念頭に置いて、マルクスの資本主義的蓄積過程、そのなかの商品生産の所有法則から資本主義的取得法則への展開という議論を読み込んでいって、論文5は完成した。

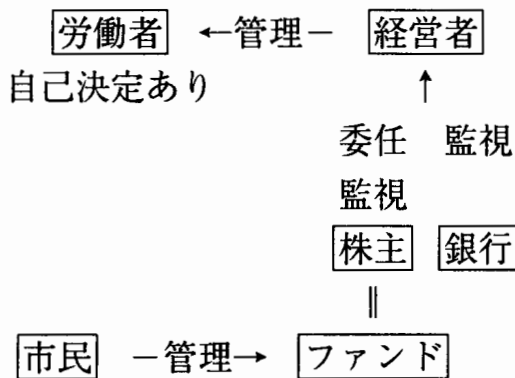
先にみたように、現在の中国で出現しつつあるのが所有者企業である。これは、現代企業制度の下で、経営者と所有者の情報の非対称性が大きく拡大してきたことが直接の原因とされている。国有大中企業では、まだ国家が所有者としての役割を維持しているが、国家は現在の利益（その分配としての配当や株式の譲渡益）や将来の利益（それ故、企業自体の成長）に大きな関心を払えない。所詮、自分のものでないものは死活問題ではないからである。一時的なことを別とすれば、むしろさまざまな不正が、経営者との間で発生してくると考えた方がよい。それより、いまの利益のあり方から将来の利益のあり方までが自分の死活問題になる層が所有者になった方が、チェック機能が働き、必ずより効率的に編成される。社会主義なのだから、その役割を国民全体が担ったらよいというのが、ここでの考え方である。

但し、ここでも情報の非対称性は存在する。国民が個別企業の情報をどこまで正確につかまえることができるかという問題は残る。そこで、国民と企業の間にはファンドを絡ませ、そのファンド自体も資本の運動にしたがって行動すると想定したらよいと考える。ファンドにもチェック機能が働かねばならないか

らである。こうして、私は、現代の中国で所有者企業が出現してきた理由の一端は（どのようなシステムを作っても、完璧ということはありませんということはいままでのことである）克服できるのではないかと考える。

5. 市場社会主義における経済主体相互の関係

この議論は、論文6で述べたものである。ここでもローマーなどが利用している本人-代理人関係を、市場社会主義における〈労働者と経営者と株主とファンドと市民〉の関係として定式化した。図で表現すると下のようになる。



株式会社の株を購入する権利(クーポン券)は市民に平等に分配されており、その権利は売却できないものとなっている。市民一人一人がどの株にポートフォリオするかは非常に難しい問題を含んでいる。したがって、ここでは、株式投資の専門家としてのファンドが登場する⁽¹²⁾。ファンド自体も株式投資をうまくしないとクーポン券が集中できないから、株主として、経営者に厳しい目を光らせねばならない。このように、何らかの資源を持っている主体を本人とし、これを運用する主体を代理人として、相互の関係を明らかにするのが代理

(12) 本稿では、今井 [2] が説明している国有企業の改革の動向を紹介した。そこでは、国家が果たす役割は限りなく市場メカニズムに適合したものになっていくことになっており、最終的には、資産経営会社によるモニタリングが登場してきているということである。しかも、その変質も予想されている。われわれがローマーに依拠しつつ述べたファンドというのは、この資産経営会社と似ている。しかし、クーポン券の売買を禁止し、国民がクーポン券を預けるファンドがほとんどの株を所有するというシステムでは、当然資産経営会社で発生するような変質過程は起こりようがないが。

人理論である。

代理人理論をこの図にあてはめて考えると、労働者と経営者の関係は、労働者が代理人で、経営者が本人である。経営者と株主の関係は、経営者が代理人で、株主が本人である。この間に銀行の経営者に対する監視が挿入されている。そして、株主とファンドの関係では、株主が代理人で、ファンドが本人である。最後に、ファンドと市民の関係は、ファンドが代理人であり、市民が本人である。

この図の特徴は、経営者から市民までの代理人と本人の関係は、すべて市場を通して結ばれているということである。一党独裁的な共産党が監視の目を光らせているのとは全く違うものである。もちろん、市場がうまく機能しなければ、こうした監視体制は効率よく機能しないことになる。したがって、市場経済自体が発展途上にある場合は、こうした関係をそのまま適用することが必ずしも適切とはいえない場合も生じうるであろう。共産党の支配体制はそういう観点からいえば、正当化されるかもしれない。しかし、最終的な到達点ははっきりしている。もう一つの特徴は、社会主義であるから主人公である労働者には自己決定する権利(それは、同時に義務・責任を伴うものであるし、拙著〔14〕で強調したように、その権利は市場経済の下ではかなり制限されたものとなる)を持っているということである。そして、労働者と市民はミクロ的には全く別であるが、マクロ的にはほぼ一致する。その意味では、市場社会主義というのは、結局、労働者自らが労働者を、自分たちを市場機構を通して監視する体制であるということになる。それは、自分のことを自分で管理するということになるから、その意味で、労働者が解放されたシステムであるということになる⁽¹³⁾であろう。

(13) 繰り返し述べるが、共産党一党独裁体制によって発展途上国の開発戦略を実践してきたというのは、きわめて巧妙なやり方であった。そして、現在の中国でも、国有企業に対する影響力を筆頭として、依然として党組織が経済諸関係に非常に大きな影響力をもっているといわれているし、依然として開発途上にある国であることを念頭に置くと、このやり方はいまのところ非常に有効なやり方だということになるであろう。

これに対して、われわれがここで図式化したのは、市場社会主義における経済主体相互の関係であり、それは、市場社会主義の一つの理念として描いたものである。そこで大事なことは、どこにも党組織が入っていないということである。もし、いずれ経済主

現実に中国のような巨大な市場で、この図を適用するには更にいくつかの工夫が必要であろう。改革開放路線が始まってから、中国の発展をリードしてきた郷鎮企業などの集団的企業も、いま新しい位置づけが必要となってきたと言われている。そうした場合、地域ごとの経済主体の相互関係と中国全体の経済主体の相互関係をどう組み合わせていくかは大きな課題となってくるであろう。

V 経済改革と労働者の状態

所有制度の改革は、必然的に労働者の状態を一変させるものとなる。ここでは、その論点について言及しておこう。

最近の中国では失業や一時帰休が急増しているが、その原因は、経済システムの転換と構造調整にある（特に前者にある）とされている（上原〔10〕）。そして、労働者をめぐる経済システムの転換としては、従来基本的に終身雇用だったし（これを固定工と呼んでいる）、労使関係が国家对労働者であったのが、いまは労働契約制度に変わり（契約工と呼ぶ）、労使関係も企業対労働者に変更されている（もっとも、丸川〔8〕によれば、「従業員の9割以上が固定工というのも異常ならば、全員が期間限定の契約工に変えてしまうというのも極端である。固定工制度の打破という目標がとりあえず達成された今、企業によって雇用形態が多様化する時代に入ったといえる」（392頁）ということであるが）。しかしながら、このような変化は、私の市場社会主義論では当然織り込み済みである。本稿でいう論文1、それ故拙著〔14〕第2章では、労働力の商品化とは何かと問うなかから、労働力市場で需要と供給が会うことで、労働力が商品化すると考える必要はないこと、それより労働契約が結ばれた後、いかに賃金が決まるか、いかに生産過程が編成されるかが重要な点である（そ

体の相互関係に共産党の影響力が一切入っていない体制が作られるとし、そうした関係を構築する主体が共産党であるとすれば、実は、共産党は、こうした経済的関係に限定する限り、自己の存在を否定していく道を自ら構築していくことになる。その意味では、自己否定の道である。もしこれを成し遂げるとすれば、それは、歴史に残るような非常に高い評価が与えられることになるであろう。

れ故、市場社会主義では、当然失業は認められるものである)と説明している。その重要な点を労働者自らが主体的に決定するということがあれば、労働力の商品化は否定されることになると考えている。

だから、問題は、労働契約制度に変更されたとして、どこまで労働者が自分たちのことを主体的に決めているかである。その際、上原〔10〕によれば、中国では依然として党組織が決定の中核部分にいる。とはいえ、「党と労使双方との関係からみると、党が明らかに経営・管理者側の立場に立ったこと、少なくとも経営・管理者側に傾斜した」、「それは、経営・管理者対労働者（とくに一般労働者）の関係の形成に加えて、企業内党組織＋経営・管理者対労働者の関係が形成されつつある」（244頁）ということである。いまのところは改革が優先されるから、経営・管理者対労働者の間で、党組織は経営・管理者側に立つことになるが、経営・管理者が独断的に動けば、党組織も労働者を守る方に立たざるをえないから、（労働者が主体的に決定しているわけではないという意味では）ベストとはいえないが、やむをえない体制かもしれない。

但し、私は市場社会主義を理念的に描いているから、経済関係のなかに、党組織の役割は一切入っていない形になっているし、入ってなくても可能だとしてシステムは描かれている。とはいえ、（党組織の役割が入ってこないで）労働者が主体的に決めるといっても、あくまでも市場環境の下であり、それはかなり強い制約条件の下にあり、「社会主義とは労働者が主人公の社会である」というのは、市場社会主義では強い限定付きでなければ成立しないものとなると主張している。この点について、丸川〔8〕によれば、中国の賃金制度の変遷のなかで、賃金総額を利潤などの経済効率とリンクさせる制度が少しずつ広がってきているようである。実は、賃金を経済効率とリンクさせるという考えは、拙著〔14〕で述べたことである（26頁）。それだけではない。拙著〔14〕第5章では、賃金と経済効率（具体的には利潤率）をリンクさせるようなモデルを作って、パソコンを使ったシミュレーション分析も行っている。いくつかのプログラムを作って動かしているのだから、詳細は拙著〔14〕第5章をみていただく必要があるが、シミュレーションの結果をまとめたもののうち、賃金率の

あり方について叙述したものを以下に引用しておこう。「 f_1 は、企業業績に賃金率をどこまで連動させるかを示すパラメータであり、これは、個別社会主義企業に任すこともできる。但し、その結果責任は企業経営者と労働者自身が取らなければならない。個別企業に任すことはできるが、…全体としてこの値が大きい場合には、経済システムは不安定な動きを示すことになる。その意味では、ある範囲内に抑えておく必要がある。もし個別企業に任せるとして、 f_1 の変動にかなりの自由度を与えるなら、そしてそれでも経済システムを安定的に動かすには、実質賃金率の拡大に R という上限を設け、それを超えた場合にはここに収束させることが必要となる。その場合、パラメータ f_2 が政策変数となる。いずれにせよ、これらの政策は、マクロ的な経済政策として、賃金の拡大にどこかで上限を設け、賃金や消費の爆発的な拡大を防止することとなる。社会主義は労働者が主人公であるが、主人公であるということは、厳しい自己管理ができないと実現しない命題なのである」(130頁)。このモデルは二部門分割であり、平均利潤率に対してその部門の利潤率が高い場合は、貨幣賃金率を高くするとし、 f_1 は、利潤率が平均利潤率より高い場合に、前期の貨幣賃金率よりどれだけ貨幣賃金率を上昇させるかという時のパラメータである。但し、そのままモデルを動かすと、賃金の上昇→消費財の生産の拡大から成長率の鈍化(場合によっては単純再生産に突入する)ということも当然ありうる。そこで、システムを安定的に動かすために、貨幣賃金率の動きに、市場社会主義社会で決めた実質賃金率に現実の実質賃金率を収斂させる関係を付け加えるモデルも作ってみた。その時、社会が決めた実質賃金率に現実の実質賃金率を収斂させるパラメータを f_2 としたのである。本稿で紹介しているように、中国の経済改革で国有企業の請負制が始まると、過剰分配という問題が発生した。⁽¹⁴⁾まさにここで記述した事態が発生したのであろう。

(14) 「経営請負制のねらいの一つは、1985年から開始された従業員の賃金を企業経営効果とリンクさせる賃金制度(「効益賃金制」)を継承し、企業の経営効果の増減が賃金の増減に直接反映されるようにすることである」(川井〔4〕87頁)。「企業の経済効果と賃金総額との比例リンクはその本来のねらいとは異なって有効には機能せず、むしろ経済効果と賃金総額とのギャップは次第に拡大し、賃金総額の過大な増加を抑制することがで

VI 私営企業の位置づけ

ここでは、社会主義における私営企業について、私の意見を書いておこう。私自身は、この点については、拙著〔14〕出版後に展開した議論があり（拙稿〔15〕）、そこでは、拙著〔14〕の叙述を若干変更しているのので、以下ではそれを紹介することにしよう。

旧来の社会主義では、生産関係を担っていたのは、国家的所有か集団的所有の形態であった。私営企業というものが認められていたわけではなかった。そして、現在起こっているのが、国家的所有や集団的所有形態の企業を民営化（私有化）していくことであり、そのような形で民営化していく企業を私営企業としているわけではない。私営企業というのは、自営業か少数の労働者を雇いながら起業していくもので、それがあがる程度拡大していく（たとえば8人以上の労働者を雇用する）場合の企業形態を指している。とすれば、私営企業の前提として、まず自営業をどう位置づけるかという問題がある。

といっても、中国の改革はいつも相互に連携して動いているようである。したがって、自営業から私営企業への発展・位置づけという問題は、とりわけ国有小企業の民営化と関連して動いていくのであろう。規模の小さい国有の商店を民営化していくという場合、リースから始まったとしても、他方で自営業から私営企業への発展があるとすれば、自ずからそれに相応した変化を国有小企業の民営化も受けることになるであろうからである。

さて、旧来の社会主義でも、体制の行き詰まりが表に出てくると、まず最初に採用したのが自営業の許可である。中国でいえば、先にも述べたように、1978年以降の改革で、最初にとったのが農民に請負制を導入したことであった。これがたちまち農民にやる気を起こさせ、農村の活性化をもたらしていくことになり、その延長上に郷鎮企業が勃興してくることになる。請負制は必然的に人民公社の解体をもたらしていくこととなるから、言ってみれば、集団的な農業

きなかったといえよう」(89頁)。

から個人的な農業への転換である。ハンガリーで行われたセカンドエコノミーの利用もほぼ同じように位置づけることができる。

こうした自営業は社会主義の活性化のために利用された（それを私は「生きた化石」の利用であると書いてきた）のであるが、それは、そもそも社会主義の原理原則から外れるものであろうか。自分の生産手段を用い、自分の労働で生産を行い、その生産物は自分のものとなる、これが自営業である。中国では土地は依然として国有化されており、農民が請負制といっても、土地は国家から利用を許可されたものでしかない。自営業では搾取は成立しないから、社会主義に反するものは何もない。たとえ自営業で稼ぐ金額が大きなものであっても、労働に応じた分配では、その労働の質がきわめて高いものであれば、必然的に高い分配を受けることになるから、それとの関係でいえば、何も社会主義に反するものではない。

但し、自営業は多くの場合規模の拡大を目指すことになり、それは必然的に家族経営の段階を超えて労働者を雇用するということまで発展していくようになる。川井〔5〕には、中国で個人経営が私営企業に変化していった歴史が紹介されている。農家が請負制の下で発展し拡大していったケースがその典型例であるが、それでも、依然として「血縁地縁などの強い人的関係により結びついた家族的経営を行って」（63頁）いて、その結果、労使関係も融和的であるとされている。但し、「もともとの無職者（正式の仕事のない者を含む）と農業従事者を除けば、私営企業主はいろいろな方法で前の職場単位からスピノフした人たちであり、とりわけ、90年代以降に都市部ではその傾向が強い」（35頁）。中国の都市部では、ベンチャービジネスのようなものが次第に立ち上がりつつあるというところであろうか。いずれにせよ、そうすると、資本主義的搾取を実現していくものとなる。それは、たとえば7人以下なら容認するという政策を用いれば済むという問題ではない（7人以下というのが、実は、マルクスの規定から導かれたものであるということであった）。量の問題ではなく、そこには質の問題があるからだ。

しかし、この点について、拙稿〔15〕では次のように主張している。「自営

業者にとっては搾取の実現と非実現が接続していることをむしろ重視したい。というのは、自営業者が労働力を雇用して剰余価値を獲得することになったとしても、それが更に拡大していく（自営業者のレベルを超えて拡大していく）とすれば、そこに一つの明確な制限を設定すればよいと考えるからである。拙著〔14〕で、ローマーの説に依拠しながら述べたクーポン経済がそれである。株式会社が全面的に導入され、株式は、国民一人一人が平等の権利を持ち、売買が禁止されているクーポン券と引き替えに所有されていく社会、それがクーポン経済である。……〈規模がある程度拡大していったらどのようにクーポン経済に組み込むか〉という技術的な問題はあるにせよ、とりあえずは、自営業者の自由な展開を（小規模な剰余価値の取得も含めて）容認したらよいということになるだろう」（28頁）。

拙稿〔15〕は2001年3月に書いたものであるから、そこでは、中国の経済改革もある程度意識していて、上の引用した文章の後に、中国での私営企業の発展も容認したらよいのではないかと付け加えている。そして、そこに更に注を付けていて、そこでは次のように記述している。「拙著〔14〕では、社会主義の精神から考えて、資本主義的搾取は何であれ否定的に取り扱っていた。旧中間階級の位置づけを考えていくと、この取り扱いについてはもう少し柔軟にする必要があるかもしれないといまは考えている。こうした考えも、実は、泉保氏との議論があって生まれてきたものである。氏が行った自営業者の調査では、通常の労賃なら夫婦二人で700万円前後であるとする、それ以下の年間所得しかないグループ（自家労賃としか規定しようがないグループ）から、従業員を数人雇い年間所得が2,000万円近くになるグループまでを含んでいた。そこで、後者のような存在をどう位置づけたらよいかも一つの論争点であった。労働者を雇用する以上、搾取関係があるということになる。しかし、基本的には、それは自営業者が規模を少し拡大したものであり、行動様式としては自営業者そのものである。そうすると、所得の意味を説明するとき、一方では複雑労働の担い手である（経営者であるが同時に、理容業ならカットがうまいとか、うまいうどんを製造できるとか）という側面があり、他方では資本家

として新しい生産・販売方法を導入して他の追随を許さない経営をしているという側面もある。この二つの側面は、自営業者としての二面性である。その上に、労働者を雇用して、そこからの剰余価値があるということになる。しかし、剰余価値の取得が自営業者の二面性とほとんど不可分に結びついており、経営上は渾然一体となっている。分けること自体に意味がないわけではないが、それはそれとした上で、全体として積極的に認識することの方が経済学的な意味があるのではないかと考えたのである」(28~29頁)。

実は、拙著〔14〕では、ローマーの見解を次のように紹介していた。「ローマーは、さまざまな革新は小規模企業によって引き起こされると考え、小企業には自由な活動を認めるべきだとしている。そして、一定規模に達したら、国家が買収しクーポン経済の枠内に入れたらよいとしている」(73頁)。そのようにローマーの考えを紹介しながら、拙著〔14〕では、最終的にはそこまで踏み切れないでいた。しかし、私は、その後中小企業の税制について考えているうちに、労働者を雇用するかどうか(搾取が成立するかどうか)だけで切り捨ててしまうのはあまり現実的ではないと考えるようになり、それとの関連で中国の経済改革を念頭に置くと、搾取の成立かどうかだけで切り捨てるのは少し変更する必要があるのではないかと考えるようになっていったのである。

但し、いまの中国で行われている議論では、クーポン経済自体が取り上げられているわけではないから、私営企業を認めるというだけであると、それは資本主義以外の何物でもないという批判を受けざるをえないだろう。私営企業等を「社会主義経済の重要な構成部分」に格上げをしたとしても、本質は何も変わらない。もちろん現状では、私営企業の占める比重はまだまだ小さいものであるが、問題はその比重の大小ではない。そして、私営企業の所有者=経営者にとっても、「社会主義市場経済」の下で、最終的に安心して企業活動を営むことにはならないであろう。それより、私営企業等にはきちんとした規制があって、その上限に至ったら、ルールにしたがって(たとえば、売却代金は受け取る、しかし、その遺産は100%課税されるというようなルールで)処理されるとすれば、むしろ安心して私営企業を構築する人も登場してくるのではないだ

ろうか。そうであれば、(国有中小企業が民営化した場合や郷鎮企業のように)従業員・経営者が株主の会社にも影響を与え、もっと発展させようとするインセンティブが、従業員にも、もちろん経営者にも働くことだろう。⁽¹⁵⁾

Ⅶ 結 び

本稿を結ぶにあたって、日本における中国研究について一言述べておきたい。日本における中国研究の多くがマルクス主義的研究者であった時代がある。しかしながら、鄧小平が改革開放路線を提起し、社会主義市場経済を全面に出し始めてからは、そうした研究者の発言は影を潜めるようになっていった。社会主義市場経済になじめなかったからである。それに代わっていま登場してきているのは、正統派経済学者たちである。彼らはいうまでもなくマルクス経済学的な基礎はもたないから、社会主義市場経済という考え方にはほとんどなじめていない。同じようになじめないといっても、その意味は全く逆であるが、結果的には同じである。したがって、正統派経済学者たちの議論は、最初から社会主義市場経済はいずれ普通の市場経済に転化していかざるをえないものとして位置づけられている。たとえば、中兼〔9〕を参照されたい。⁽¹⁶⁾

(15) もっとも、私営企業等を認めるといっても、すべての展開過程が透明性をもっていなければならない。前に述べた嚴〔11〕による郷鎮企業の所有制改革では、郷村政府の幹部と経営者の間で不透明な取引が進行しているようである。国有企業の民営化でも、郷鎮企業の所有制改革と同じプロセスが発生する可能性は十分あるので注意が必要だろう。

(16) 中兼〔9〕はローマーたちの見解を次のように切り捨てる。「これまでの市場社会主義論はいざ知らず、現在西側の一部の経済学者たちが構想している市場社会主義とは、生産手段の公有制を維持しつつ、財やサービスの交換に市場を使おうとするものである(たとえばローマー 1996)。しかしこうした組合せは適切に機能するだろうか。われわれの答えはやはり『ノー』である。なぜなら、生産要素と普通の財・サービスとは補完的であり、それゆえ両種の『市場』は補完的でなければならない。したがって、一般の財・サービスが私有であるなら、それを生産する資本も私有である方が自然である」(208～209頁)。これを読む限り、ローマーの主張をどう理解するかで、中兼と私では大きく異なるようであるが、ローマーの解釈でどちらが正しいかはどうでもよいことである。私は、最初から、普通の財・サービスの市場も資本市場(株式市場)も同じように導入しなければ、結局社会主義における市場の導入は中途半端なものになると考えていた。だが、社会主義であることにはこだわり続けたい、と。そこで、ローマーの市場社会主義論からアイデアをもらうこととなった。即ち、株式市場も全面的に導入しながら、株式の購入券(=クーポン券)の売買を禁止することによって、マルクスがいう資本主義

もちろん、市場経済というのは万国共通のものではない。各国の歴史的・制度的要因を含んでいる。そのことは、ソ連・東欧圏における社会主義から資本主義への移行過程で、アメリカのイデオロギーをそのまま実践しようとして手痛いしっぺ返しを受けて以降、世界共通の認識になった。しかしながら、体制としての社会主義を認めない正統派経済学者は、社会主義市場経済は容認していないから、問題点が発生すると、それらをすべて社会主義市場経済などという中途半端な市場経済を造ろうとするからだ、と結論づける傾向がある。中国の学者にもそういう傾向がある。確かに、今の改革が進行するなかから、最終的には社会主義という言葉がつかない市場経済に帰着していくことになるかもしれない。そうなっていったら、毛沢東に文革等の罪を認めながらも、最終的には功績の方が大とする、いまの中国の歴史観が大きく様変わりすることだろう。どちらがよいかということではなく、それは中国の人民が自ら選ぶことではない。

私自身は、『資本論』に立脚しながら、(資本主義とも旧社会主義とも異なる)市場社会主義=社会主義市場経済というものが提起できるのではないかという立場を堅持してきた。かかる立場にたって、いまの中国の経済改革のあり方をみると、まさに大きな曲がり角に来ていると思われる。それが私のコメントである。そして、市場を導入しながら、それでも社会主義という精神を守っていくというなら、私の市場社会主義論は、依然として一つの選択肢ではないかと考えている。

的取得法則を否定するシステムが構築できるのではないかと考えたのである。

なお、中兼〔9〕は「それならば、どうして中国において『社会主義市場経済』が実践され、公有制が市場と『調和』しているように見えるのであろうか。それは、中国において事実上の私有制 (de facto privatization) が成立しているからだというのがわれわれの考えである」(209頁)としている。本稿でみてきたように、その「事実上の私有制」を成立させることが主流派の考えであるようだから、その限りでは中兼〔9〕の主張は、私とは異なるが、いまの中国の主流派と一致していることになるのだろう。

引用文献

- [1] 黄考春「第2章 経営者支配と所有者企業の創出」丸川編『中国企業の所有と経営』アジア経済研究所 2002
- [2] 今井健一「第7章 コーポレート・ガバナンスの中国的課題」中兼編『現代中国の構造変動 2』東京大学出版会 2000
- [3] 今井健一「第3章 上場企業の所有構造と企業統治」丸川編『中国企業の所有と経営』アジア経済研究所 2002
- [4] 川井伸一『中国企業改革の研究』中央経済社 1996
- [5] 川井伸一『中国私営企業と経営』愛知大学経営総合科学研究所叢書 15 1998
- [6] 林毅夫等『中国の国有企業改革』日本評論社 1999
- [7] 丸川知雄「第1章 中国企業の所有と経営：序論」丸川編『中国企業の所有と経営』アジア経済研究所 2002
- [8] 丸川知雄「第10章 雇用と労働をめぐる制度変化」丸川編『中国企業の所有と経営』アジア経済研究所 2002
- [9] 中兼和津次『中国経済発展論』有斐閣 1999
- [10] 上原一慶「第8章 国有企業改革と労働者」中兼編『現代中国の構造変動 2』東京大学出版会 2000
- [11] 厳善平「第5章 郷鎮企業における所有構造改革－展開と評価－」丸川編『中国企業の所有と経営』アジア経済研究所 2002
- [12] 楊鋼「第4章 中小公有企業の所有構造改革－四川省からの報告－」丸川編『中国企業の所有と経営』アジア経済研究所 2002
- [13] 安井修二『『資本論』の競争論的再編』香川大学経済学会 1987
- [14] 安井修二『市場社会主義論』信山社 1998
- [15] 安井修二「資本家階級についての一考察」『香川大学経済論叢』第73巻第4号 2001.3
- [16] 安井修二「現代社会の一考察」『香川大学経済論叢』第75巻第2号 2002.9